

平成29年12月19日

〒108-0075 東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託パートナーズ株式会社 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦 市郎
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号
KS千種ビル6階F
事務局長 野澤 厚美
(TEL: 052-734-8107、FAX: 052-734-8108)

申 入 書

当団体本年6月20日付申入書に対する貴社本年8月3日付回答書にかかる回答を踏まえ、改めて下記のとおり申入れいたします。

- 1 貴社前記回答書によれば、本年9月1日以降に入居申込みを受けた契約については当団体指摘の契約条項の使用を停止しているが、本年8月31日までに入居申込みを受けた契約の一部に当該条項を使用した賃貸借契約があるとのことです。
- 2 貴社の回答を踏まえ、次のとおり、改めて申入れをいたします。
 - (1) 締結済みの賃貸借契約について
当該賃貸借契約につき、直ちに、当団体指摘の契約条項を使用しない賃貸借契約書に差替えをした上で、差替えの措置を行った賃貸借契約の件数、時期、方法につき、具体的にご報告ください。
 - (2) 和解契約の締結について
当団体としては、貴社が当団体平成24年7月25日付申入れにかかる条項につき改訂を行ったもしくは改訂を検討する旨回答されたため当団体は申入れを終了（平成26年4月7日付申入れ終了通知）したにもかかわらず、本年8月31日まで長期間にわたり使用を継続されていた事実を重大に受け止めております。
つきましては、当団体は、同様の事態の再発防止を確実にするため、本年6月20日付申入書記載のとおり、当団体と違約金条項を含む和解契約を締結することを改めて求めます。
- 3 本申入れに対し、貴社の見解や対応につき、平成30年1月19日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、これまでの経過に鑑み、本申入れの内容、本申入れに対する貴社の御回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくとともに、貴社の対応によっては直ちに差止請求訴訟の提起を検討する所存であることを改めて申し添えます。